

1号特定技能外国人の出国と国交省への手続について(再雇用申請)

1号特定技能外国人が退職し、再度退職前と同じ会社で就労する為に必要な手続

1号特定技能外国人が、一旦退職・出国し、再入国後に退職前と同じ会社に再雇用され、**雇用条件に変更がなく**就労する場合、国交省外国人就労管理システムで「再雇用申請」を行い、「退職日」「再雇用予定日」を入力し認定を受けて下さい。

国交省外国人就労管理システムに申請を行わないと受入計画認定の取消し対象となる可能性があります

○報告義務の不履行にあたり、告示第8条第1号に基づき、受入計画認定の取消し等の対象となる場合があります。

具体例

出国時の外国人の 状況

- ①雇用契約：継続中（退職していない）
- ②社会保険：加入中（脱退していない）
- ③1号特定技能の在留資格を保持（単純出国していない）

①～③**全てに該当**している



国交省への手続は不要



再入国後、就労再開

①～③に**1つでも
該当しない項目があり**
かつ、雇用契約の内容に変更が**ない**



国交省の外国人就労管理
システムで「**再雇用申請**」を行う



再入国し、就労再開後一ヶ月以内に
受入報告を行う

①～③に**1つでも
該当しない項目があり**
かつ、雇用契約の内容に変更が**ある**



国交省の外国人就労管理
システムに「**退職報告**」を行う



再入国し、就労を開始するためには
新たな認定計画が必要

注1：対象の外国人を受入れてから1年以上経過し、定期昇給によって基本賃金が上昇している場合は、元の契約通りに昇給した結果ですので、契約の変更にはあたりません。「雇用契約の内容に変更がない」として再雇用申請の利用が可能です。

注2：再雇用申請の対象となるためには、再雇用の際に新たに雇用契約を締結する場合でも、**雇用条件が従前の契約と同じ**であることが必須です。再雇用申請の認定後に、やむを得ない事情によって雇用契約を**不利益に変更**（例：給与額、手当の減額など）する場合は、**新たな外国人の追加として変更申請**を行った上で改めて国交省の認定を受けて下さい。

1号特定技能外国人の退職→再雇用の際の手続



再雇用申請 NEW

再入国後は従前の雇用契約と同様の条件で再雇用される場合に手続の簡素化を図るもの

再雇用申請

認定

受入報告

2週間～1ヶ月

再入国から1ヶ月以内

※認定まで時間を要することがあるため、出国前の事前申請も可

変更申請

再入国後の雇用契約に変更点がある
→退職報告の後
新たな外国人として変更申請

変更申請
(事前申請)

退職報告

変更申請

認定

受入報告

2ヶ月～3ヶ月

再入国から1ヶ月以内